

埼玉県医学会会則

- 第1条 この会則は、埼玉県医師会定款第43条の定めるところにより、埼玉県医学会（以下「医学会」という。）に関し、必要な事項を定めることを目的とする。
- 第2条 医学会は、会員の医学医術の向上を図ることを目的とし、毎年1回医学会総会を開催するほか、必要に応じ学術集会等を開催することができる。
- 第3条 医学会は、埼玉県医師会に所属する各医会等の会員をもって構成する。
- 第4条 埼玉県医師会の会員でない者であっても、医学会会長の承認を得て医学会総会及び学術集会等に参加することができる。
- 第5条 医学会に次の役員を置く。
- (1) 会長 1人
 - (2) 副会長 4人
 - (3) 幹事 若干名
 - (4) 運営委員 若干名
- 第6条 会長は、埼玉県医師会長をもってあてる。
- 2 副会長は、会長が委嘱する。
 - 3 幹事は、埼玉県医師会常任理事及び学術担当理事をもってあてる。
 - 4 運営委員は、学術委員及び医会等の長をもってあてる。
- 第7条 会長は、医学会を代表し、会務を統括する。
- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代行する。
 - 3 幹事は、会務を掌理する。
 - 4 運営委員は、医学会の企画運営にあたる。
- 第8条 役員の任期は、原則として埼玉県医師会役員の任期による。
- 第9条 医学会に顧問を置くことができる。
- 2 顧問は、会長が委嘱する。
 - 3 顧問の任期は前条による。
- 第10条 医学会は次の医会等からなる。
- | | |
|------------------------|---------------------|
| (1) 埼玉県眼科医会 | (2) 埼玉県外科医会 |
| (3) 埼玉県耳鼻咽喉科医会 | (4) 埼玉県医師会学校医会 |
| (5) 埼玉県整形外科医会 | (6) 埼玉県医師会がん集団検診医会 |
| (7) 埼玉県精神神経科医会 | (8) 埼玉県医師会警察嘱託医会 |
| (9) 埼玉県脳神経外科医会 | (10) 埼玉県医師会産業医会 |
| (11) 埼玉県産婦人科医会 | (12) 埼玉県内科医会 |
| (13) 埼玉県皮膚科医会 | (14) 埼玉県泌尿器科医会 |
| (15) 埼玉県臨床細胞医会 | (16) 埼玉県リハビリテーション医会 |
| (17) 埼玉県小児科医会 | (18) 埼玉県健康スポーツ医会 |
| (19) 埼玉県労災医療部会 | (20) 埼玉県医師会病院部会 |
| (21) 埼玉県医師会救急医療部会 | (22) 日本消化器内視鏡学会埼玉部会 |
| (23) 埼玉県医師会臨床検査機関連絡協議会 | |
| (24) 埼玉県母性衛生学会 | (25) 埼玉県公衆衛生研究会 |
| (26) 埼玉県放射線科医会 | (27) 埼玉県透析医会 |

(28) 埼玉県医師会勤務医部会

第11条 医会等の新設、統合等は埼玉県医師会長の承認を得るものとする。
第12条 この会則に定めるもののほか、必要な事項は医学会会長が定める。

附 則

本会則は、昭和39年6月25日より実施する。

附 則

この会則は、平成6年9月7日から施行する。

附 則

この会則は、平成11年11月4日から施行する。

附 則

この会則は、平成14年12月5日から施行する。

附 則

この会則は、平成22年5月27日から施行する。